運転性向による安全運転診断サービス 利用規約

第1条 利用規約の目的等

- (1) 運転性向による安全運転診断サービス利用規約(以下、「本規約」とします。)は、東京海上日動火災保険株式会社(以下、「当会社」といいます。)が提供する安全運転診断サービス ス(以下、「本サービス」とします。)を利用する際のサービス利用者と当会社の間の権利義務関係およびその他本サービスの利用条件等を定めることを目的としています。
- (2) 本サービスは、当会社が本規約に従い提供します。

第2条 用語の定義

本規約において、用語の定義は、以下のとおりとします。

- ① 「サービス利用者」とは、本サービスを利用する者をいいます。
- ② 「車載器」とは、当会社が指定する情報通信機器をいいます。
- ③ 「情報通信ネットワーク契約」とは、対象車両に装備された車載器を通じて走行情報等を運営者へ送信することを同意する契約をいいます。
- ④ 「提携先企業等」とは、当会社の子会社、関連会社、当会社と損害保険代理店委託契約を締結している代理店、当会社の外部委託先、当会社が業務を提携している企業等および当会社が本規約に定めるサービスの提供において提携している運営者をいいます。
- ⑤ 「運営者」とは、車載器の情報通信ネットワークの運営者をいいます。

第3条 本サービスの対象車両

本サービスの対象車両は、「運転性向による保険料算出に関する特約」が付帯された自動車保険契約の目的となる車両であって、車載器が装備され、かつ、車載器を通じて取得される走行情報等を自動的に送信することができる車両とします。

第4条 本サービスの提供条件

- (1) 当会社は、本規約に同意した上で「運転性向による保険料算出に関する特約」を付帯した自動車保険契約に対し、本サービスを提供します。ただし、対象車両が日本国内において 使用される場合に限ります。
- (2) (1) の規定にかかわらず、当会社は、以下のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を行いません。
- ① 自動車保険契約に付帯された「運転性向による保険料算出に関する特約」が解約もしくは解除されたときまたは当該保険契約が取消しもしくは無効となったとき。
- ② サービス利用者または情報通信ネットワーク契約者が対象車両に装備された車載器について必要な初期設定を行わなかったとき。
- ③ 「運転性向による保険料算出に関する特約」を付帯した自動車保険契約の契約者が個人の場合で、契約者が当会社所定のウェブサイトの登録の手続きを行わなかったとき。
- ④ 走行情報等が当会社に正常に送信されなかったとき。

第5条 本サービスの内容

- (1) 当会社は、対象車両に装備された車載器を通じて取得される走行情報等に基づく安全運転診断レポートをサービス利用者へ所定の方法で提供します。
- (2) (1)の規定にかかわらず、当会社は対象車両および当会社所定のウェブサイトの機能についてその性能を保証するものではありません。
- (3) (1)の規定にかかわらず、以下のいずれかに該当する場合には、サービス利用者は本サービスの一部または全部を利用できない場合があります。
- ① 当会社または提携先企業等が管理するシステムの保守・工事、障害修理等を実施するとき。
- ② 当会社または提携先企業等が管理するシステムが火災、停電、損壊、故障等により正常に動作しなくなったとき。
- ③ 対象車両または対象車両に装備された車載器に、重大なセキュリティ上の危険が発見または予見されたとき。
- ④ 対象車両または対象車両に装備された車載器が、インターネットに接続されている第三者に向け、不正なアクセス行為の発信元となる可能性があるとき。
- ⑤ 対象車両または対象車両に装備された車載器が事故等による強い衝撃や振動、または異常な高温や低温、高湿度等に起因して、損傷・故障、電源の遮断・電池切れ等が発生し、正常に動作しなかったとき。
- ⑥ 対象車両または対象車両に装備された車載器の使用環境その他の事情により通信障害が生じたとき。
- ⑦ サービス利用者の責めに帰すべき事由によって、本サービスに必要な正常な通信ができないとき。
- ⑧ 天災、戦争等に起因して当会社が制御できない障害が発生したとき。
- ⑨ 情報通信ネットワーク契約が解約または解除されたとき。
- ⑩ ①から⑨までのほか、当会社がサービスの提供を停止した方が望ましいと判断したとき。

第6条 免責

- (1) 当会社および提携先企業等は、以下に定める事由によってサービス利用者が被った損害について、一切その責任を負わないものとします。
- ① 本サービスの利用によって、サービス利用者が第三者に損害を与えたこと。
- ② 対象車両または対象車両に装備された車載器が正常に動作しなかったこと。
- ③ 運営者が提供する情報通信ネットワークの一時的な中断により本サービスを利用できなかったこと。
- ④ 「運転性向による保険料算出に関する特約」を付帯した自動車保険契約の契約者またはサービス利用者が第7条またはその他本規約に定める義務に違反したこと。
- ⑤ 第5条(3)に掲げる事由が生じたことおよび第10条に基づき本規約の内容を変更したこと。
- ⑥ 通信機器、通信回線、インターネット、コンピュータ(ハードウェア・ソフトウェア)等の障害
- ⑦ 本サービス利用中の書込み等、他のサービス利用者や第三者による発言その他の迷惑行為
- ⑧ サービス利用者の本サービスで利用するメールアドレスまたはパスワードの不正使用
- ⑨ 対象車両または対象車両に装備された車載器の盗難・盗用等による不正使用やそれに伴う対象車両に装備された車載器に保存・記録されている個人情報の漏えいまたは不正使用
- ⑩ 第三者のデータセンターサーバへのアクセスまたは対象車両に装備された車載器の不正利用
- ⑪ サービス利用者が使用する対象車両または対象車両に装備された車載器の不具合等
- ⑫ 対象車両または対象車両に装備された車載器の初期動作確認および必要な初期設定の未了

- ③ 走行情報等が当会社に正常に送信されなかったこと。
- (4) ①から③までのほか、当会社および提携先企業等の故意または重大な過失によらない事由
- (2) 当会社は、本サービスを通じてサービス利用者が得る全ての情報について、その完全性、信頼性、安全性、有効性および正確性を保証するものではありません。

第7条 サービス利用者の義務

- (1) サービス利用者は、本サービスを利用するにあたり、以下に定める事項を遵守するものとします。
- ① 本サービスで利用するメールアドレスおよびパスワードならびに対象車両に装備された車載器を通じて取得される個人情報を善良な管理者の注意義務をもって保管、管理および 使用すること。
- ② 対象車両に装備された車載器について、常に正常に動作する状態に整備し、かつ、対象車両に装備された車載器を通じて取得される走行情報等について正常に送信できない事態が発生した場合は、ただちに当会社に通知すること。
- ③ 情報通信ネットワーク契約が解約または解除された場合は、ただちに当会社に通知すること。
- ④ 対象車両に装備された車載器に保存、記録されている個人情報が盗難にあった場合は、ただちに警察への届出を行い、当会社に通知すること。
- (2) サービス利用者は、不正アクセスおよび対象車両に装備された車載器に保存・記録されている個人情報の漏えい・滅失・毀損を防止するため、必要なセキュリティを確保し、その 他必要かつ適切な措置を講じるものとします。
- (3) サービス利用者は、本サービスの利用に必要なソフトウェアまたはハードウェアについて、コンピュータウィルス等の有害なソフトウェア類の感染防止に努め、ウィルス駆除ソフト等を導入および活用するものとします。
- (4) サービス利用者は、以下に定める行為を行ってはなりません。
- ① 当会社または第三者の著作権もしくは商標権の侵害、営業秘密の不正目的利用、電信詐欺またはプライバシーの侵害などの不正な目的で本サービスを利用する行為
- ② 他のサービス利用者、ネットワーク・サービスまたはネットワーク機器を妨害または阻害する行為
- ③ 対象車両に装備された車載器の分解、改造またはソフトウェアの改変行為
- ④ 法令、裁判所の判決、決定もしくは命令または法令上拘束力のある行政措置に違反する行為
- ⑤ 公序良俗に反する行為。なお、公序良俗に反する行為とは、不正に他のサービス利用者になりすますこと、不正または違法な目的でネットワーク上での身元を偽ること、コンピュータ・ワームおよびウィルスの伝播ならびにネットワークを通じてアクセスできる他のマシンにネットワークを使用して不正侵入することを含みますが、これらに限定されるものではありません。
- ⑥ 本サービスを利用する権利を第三者に譲渡または担保に供する行為
- ⑦ 本サービスの提供期間中であるかを問わず、本サービスを通じて知り得た個人情報を、本規約の履行のために必要な範囲を超えて利用すること。
- ⑧ ①から⑦までのほか、本サービスの利用目的に照らして当会社が不適切と判断する行為
- (5) サービス利用者が(1)から(4)までの規定に違反した場合であって、それにより当会社、提携先企業等、他のサービス利用者または第三者に損害が生じたときは、サービス利用者が これを賠償するものとします。

第8条 サービス利用者の費用負担

本サービスの利用にあたってサービス利用者がインターネット上のウェブサービスを利用した場合におけるインターネット利用に係る費用等は、サービス利用者の負担となります。

第9条 本サービスの提供における個人情報の取扱い

- (1) 「運転性向による保険料算出に関する特約」を付帯した自動車保険契約の契約者は、当会社が本サービス提供のために以下の情提を提携先企業等へ提供することに同意するものとします。
- ① 自動車保険契約の情報(証券番号、保険契約の始期日・満期日、契約内容変更日等) およびサービス利用者の情報(氏名、メールアドレス、電話番号等)
- ② 対象車両の情報(車台番号や登録番号等)および対象車両に装備された車載器を通じて取得される走行情報等(走行距離、走行時間、速度、位置情報、加速度センサーによる計測値、車両操作情報等)
- ③ 当会社所定のウェブサイトの利用状況についての情報およびサービス利用によって得られた安全運転診断結果等
- (2) サービス利用者は、当会社が(1)に定める情報を取得すること、ならびに(1)に定める情報を提携先企業等へ提供することに同意した上で、本サービスを利用するものとします。
- (3) 当会社は、サービス利用終了後も(1)に定める情報を利用できるものとします。また、当該情報に著作権(著作権法第27条および第28条に規定された権利を含みます。)や所有権が認められる場合には、全て当会社に帰属するものとし、サービス利用者は当会社およびいかなる第三者に対しても、著作者人格権を行使しないものとします。
- (4) 当会社、当会社の子会社および関連会社は、(1)に定める情報を、当会社の自動車保険契約および本規約の履行ならびに当会社のホームページにおいて公表している利用目的のほか、以下の目的で使用します。
- ① 本規約で定めるサービスの履行
- ② 新規サービス・新商品の開発および研究
- ③ サービス品質の向上に資する研究
- ④ ①から③までの利用目的に準ずるまたはこれらに関連する目的
- (5) 当会社は、(4)に定める目的のために、(1)に定める情報を、当会社と東京海上グループ各社との間で、共同で利用できるものとします。
- (6) 当会社は、本規約に定めるところに従い、(1)に定める情報を提携先企業等に提供できるものとします。
- (7) 当会社は、(1)に定める情報を、警察や裁判所等の公的機関からの要請に応じて、開示または提供することがあります。
- (8) 対象車両または対象車両に装備された車載器が盗難された場合、対象車両に装備された車載器に記録・保存されている個人情報も盗難されます。契約者およびサービス利用者は、 これを了解の上、個人情報の盗難が発生しないよう適切に管理するものとします。

第10条 本規約の変更

- (1) 当会社は、当会社が必要と判断する場合、日本国の法令に準拠して本規約を変更できるものとします。
- (2) 変更後の本規約は、当会社ホームページ(https://www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/auto/covenant/) に掲示し、変更の効力発生日からその効力を生じるものとします。サ ービス利用者は本規約の変更後もサービスを利用し続けることにより、変更後の本規約に対する有効かつ取消不能な同意をしたものとみなします。
- (3) 当会社は本規約を変更する場合、事前に、変更後の本規約の効力発生日および内容を当会社ホームページ(https://www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/auto/covenant/) への

掲示その他の適切な方法により周知します。

第 11 条 管轄裁判所

本規約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第12条 準拠法

本規約の準拠法は日本法とします。

第13条 協議

本規約に関して疑義がある場合および本規約に定めのない事項については、サービス利用者および当会社双方で協議し、円満に解決を図るものとします。

附則

本利用規約は2023年1月1日から有効とします。